

議案第 59 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	946 号線	幸手市大字下川崎 373-13 地先から	
		幸手市大字下川崎 372-1 地先まで	
2	947 号線	幸手市南三丁目 3411-1 地先から	
		幸手市南三丁目 3415-3 地先まで	
3	948 号線	幸手市南三丁目 3370-6 地先から	
		幸手市南三丁目 3371-1 地先まで	
4	4123 号線	幸手市東二丁目 362-1 地先から	
		幸手市東二丁目 362-8 地先まで	

令和 7 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

開発行為により築造され市に帰属された道路、区画整理事業により築造された道路及び既存の路線を分割し新たに路線名を付する道路を市道路線として認定するため、この案を提出するものである。